

「輸出貿易管理令別表第1の3の項(1)に掲げる化学物資の輸出に係る「最終用途証明書」について（お知らせ）」の一部改正について  
 新旧対照表 （傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「化学兵器禁止条約」という。）の発効に伴う外国為替管理令及び輸出貿易管理令の一部改正（平成9年政令第94号）により、輸出貿易管理令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年省令第49号。以下「貨物等省令」という）第2条に定めるものであって、下記1．に該当する貨物（以下「対象貨物」という。）の下記2．に該当する地域を仕向地（以下「対象仕向地」という。）とする輸出については、<u>平成11年6月18日</u>から、輸出許可の申請に際して、対象仕向地の輸入管理当局が証明する書類（以下「最終用途証明書」という。）を提出していただくこととなりますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1．（略）                  2．対象仕向地                  輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙の（注3）に掲げる「はの 地域」及び「はの 地域」以外の地域（<u>イランを除く。</u>）                  3～6 （略）                  （別添） （略）</p>	<p>化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「化学兵器禁止条約」という。）の発効に伴う外国為替管理令及び輸出貿易管理令の一部改正（平成9年政令第94号）により、輸出貿易管理令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として輸出貿易管理令別表第1及び外国為替管理令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年省令第49号。以下「貨物等省令」という）第2条に定めるものであって、下記1．に該当する貨物（以下「対象貨物」という。）の下記2．に該当する地域を仕向地（以下「対象仕向地」という。）とする輸出については、<u>平成9年4月29日</u>から、輸出許可の申請に際して、対象仕向地の輸入管理当局が証明する書類（以下「最終用途証明書」という。）を提出していただくこととなりますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1．（略）                  2．対象仕向地                  輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙の（注3）に掲げる「はの 地域」及び「はの 地域」以外の地域                  3～6 （略）                  （別添） （略）</p>